

消費生活相談のあれこれ

No.43

発行:東澳西部広域行政事務組合

若者に多い消費者トラブル

進学や就職で新生活をスタートさせる若者が多い春。そんな若者が悪質業者に狙われる 時期でもあります。

若者が巻き込まれやすいトラブルとしては、友達から勧誘されるマルチ商法、SNS 交流 サイトを通じて知り合った異性から商品やサービス契約を次々とさせられるデート商法、 街中で声をかけられ無料体験などと誘われて店舗に行き、帰れない雰囲気になって契約を してしまうキャッチセールスなどがあります。

どれも、人間関係を巧みに利用したり、「絶対もうかる」とか「ずっと無料」など、甘 い言葉で契約を迫ります。気づかぬうちにトラブルに巻き込まれてしまうのが特徴です。 不安を感じることがあれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



ほんと一に こんな相談ありました

「いらないものはありませんか」と電話がかかってきた。古 <mark>い着物を処分しようと思っていたので、買取査定を依頼した。</mark> <mark>3万円で買取契約をし、着物を持って行ってもらった。2日後、</mark> <mark>やっぱり思い出の着物は手放したくないと思い、業者にクーリ</mark> ングオフを申し出たが、すでに転売して手元にないという。

訪問購入は、特定商取引法によって規定された取引で、クーリングオフができます。 また、クーリングオフ期間が経過するまで、商品の引き渡しを拒むことができると定 められています。しかし、すでに転売されてしまった着物を取り戻すのは難しいと思 われます。トラブル回避のために、クーリングオフ期間は商品を渡さずに手元に残し ておきましょう。

4月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入

■ ■ ■ ■ 13 件

訪問販売

1 4

訪問購入

■■ 3件

通信販売

■■■ 30 件

連鎖販売

■ 2件

電話勧誘

■■■ 4件

送り付け商法

0件

無店舗販売

0件

不明

■■■■■■■■ 9件

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00 相談/原則予約制

相談料/無科 予 約/住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業